

瑞浪市ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瑞浪市有料広告掲載取扱要綱(平成19年告示第9号。以下「広告要綱」という。)に定めるもののほか、市のホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 この要領においてバナー広告(以下「広告」という。)とは、ホームページ内に表示される広告画像で、広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の範囲及び制限)

第3条 ホームページに広告を掲載することができる者、広告のデザイン及びリンク先のホームページの内容の範囲は、広告要綱第3条の基準に基づくものとする。

2 バナー広告で閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある次の表現を含む広告は禁止する。

(1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2)アラートマーク(「注意」「警告」などの警告をあらわすもの)

(3)ラジオボタン(選択できるようなもの)

(4)テキストボックス(入力できるように見えるもの)

(5)プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

3 文字、背景及びイラストのコントラスト(明度差)や解像度については鮮明に見えるよう適切な処理をおこない、また、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1)大きさ 縦56ピクセル 横160ピクセル

(2)形式 GIF(アニメーション及び透過GIF不可)又はJPEG

(3)容量 6キロバイト以内

2 広告の掲載は、1申込者につき1枠限りとする。

(広告の掲載場所及び枠数)

第5条 広告の掲載場所はホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は8枠とする。ただし、市長が掲載枠を追加する必要があると判断したときは、新たに掲載枠を設けることができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円とする。ただし、申込者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地が市内の場合は、1枠につき月額8,000円とする。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、掲載を始める月の1日から末日までの1か月を単位とし、同一の広告を複数月にわたり掲載することができる。ただし、年度を超えることはできない。

2 広告の掲載枠に1か月未満の空きがある場合の掲載の可否等については、市と別途協議により決定する。

(広告の募集)

第8条 広告掲載の募集は、広報及び市のホームページにより行うものとする。

(広告掲載の決定方法)

第9条 前条による募集に対して、公告の掲載を認められた広告の数が募集の数を超える場合には、次の各号の順により広告掲載を決定する。ただし、同順位であるときは希望掲載月数の長い申込者を上位とし、さらに同順位であるときは瑞浪市有料広告掲載申込書の受付順位とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類する者の広告

(2) 市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人の広告

(3) 市外に住所を有する個人事業者又は市外に本店若しくは主たる事務所を有する法人の広告

(広告掲載料の納付)

第10条 広告要綱第7条第1項により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する納付期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第11条 広告原稿の作成は広告主の負担において行い、広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとする。

2 広告主は、市長が別途指定する期日までに広告原稿を電子記録媒体により提出するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告の掲載を取り下げることができる。この場合には取下申出書(任意の様式とし、取り下げ理由、取り下げ期日、申出者の住所・氏名、及び連絡先を記入)を市長に提出しなければならない。

(広告内容の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容が広告要綱及びこの要領に抵触していると判断したとき、並びに各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し等)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載期間中であっても広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。この場合、広告掲載料は返還しないものとする。

(1) 広告要綱第10条の規定によるとき。

(2) 広告主、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容が広告要綱及びこの要領に抵触していると判断したとき、並びに各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで第13条の規定によっても解消されないとき。

(3) 広告の内容が、広告掲載申込時の審査内容と著しく相違するとき。

(4) 第三者に被害を与えたとき、又は与えると想定できるとき。

(5) リンク先のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は中止したときは、バナー広告掲

載取消（中止）通知書（様式第1号）により広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定による広告の掲載の取り消し、又は中止により広告主が受けた損害について、市はその賠償の責めを負わない。

（広告掲載料の返還）

第15条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主から、あらかじめ市が通知した「広告取下期限」までに取下申出書が提出された場合及び市の都合により1日以上にわたり広告を掲載できなかつた場合並びに市が広告掲載事業を中止した場合は、次のとおりとする。

（1）広告主から、あらかじめ市が通知した「広告取下期限」までに取下申出書が提出された場合は、納付された広告掲載料に0.5を乗じた金額を返還するものとする。

（2）2か月以上連続して広告を掲載する場合で、広告主から取下申出書が提出された場合には、納付された広告掲載料のうち、取下申出書の提出日以降に到来する各「広告取下期限」に関わる残存掲載月数に対応する広告掲載料に0.5を乗じた金額を返還するものとする。

（3）第7条の掲載期間中に、市の都合により1日以上にわたり広告を掲載できなかつた場合又は市が広告掲載事業を中止した場合は、広告掲載料を日割り計算（1円未満切り上げ）により返還するものとする。ただし、市が機器等の保守又は工事を行うためホームページを一時停止した場合又は天災、事変若しくはその他の非常事態により機器等が停止した場合を除く。

2 前項の規定による返還金には、利子を付さない。

（広告主の届出義務）

第16条 広告主は、掲載中の広告内容、デザイン、リンク先のホームページ及びアドレス等を変更する場合は、変更の3週間前までに市長にバナー広告掲載内容等の変更届（様式第2号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届けがあったときは審査を経て、公告掲載内容等の変更の可否を決定し、バナー広告掲載内容等の変更決定通知書（様式第3号）により広告主にその旨を通知するものとする。

（閲覧者に対する被害賠償等）

第17条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧した者がウイルス感染等の被害を受けたとき及び広告主と閲覧者の間に問題が生じたときは、広告主の責任において被害賠償等速やかに対処するものとする。

附則

この要領は、平成21年 2月 1日から施行する。